



新潟県公報

平成26年
9月24日(水)
第2616号

目次

告 示

- 競争入札参加者資格等の一部改正..... 781
- 道路の区域の変更..... 782
- 道路の供用開始..... 782

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 783
- 開発行為の工事完了..... 783

調達等公告

- 入札公告..... 783

告 示

新潟県告示第四百四十三号

競争入札参加者資格等（平成八年新潟県告示第五百五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日以降に行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の決定について適用する。ただし、改正後の第四の三及び五並びに第七の一及び二の規定は、同日後の申請又は届出に係る添付書類の提出について適用し、同日前の申請又は届出に係る添付書類の提出については、なお従前の例による。

平成二十六年九月二十四日

新潟県知事 福田 富一

第四の二中「十一月一日」を「十月十日」に改め、第四の三の2中「証明書」の下に「又はその写し」を加え、第四の三の3を削り、第四の三の4を第四の三の3とし、第四の三の5を削り、第四の三の6中「身分証明書」の下に「又はその写し」を加え、第四の三の6を第四の三の4とし、第四の三の7を第四の三の5とし、第四の五中「書面」を「申請書」に改め、「申請（以下「電子申請」という。）による」を削り、第四の五に後段として次のように加える。

この場合において、三に掲げる添付書類の提出については、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第四の六及び七を削る。

第六中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

第七の一中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、第七の一の5及び6を削り、第七の一の7を第七の一の5とし、第七の二中「変更届の提出」を「一の変更の届出」に、「書面」を「届出書」に改め、「届出による」を削り、第七の二に後段として次のように加える。

この場合において、一に掲げる添付書類の提出については、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第七の三を削る。

別記様式第三号を削る。

別記様式第四号を別記様式第三号とする。

別記様式第五号を別記様式第四号とする。

別記様式第六号（その一）中

代表者印及び実印の変更

使用印鑑の変更		
業種区分の変更		

や
」

業種区分の変更		
---------	--	--

こ
」

改め、旧様式を別記様式第五号とする。

(※詳細は別記様式第五号を参照)

栃木県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年9月24日から同年10月23日まで一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道
路線名 一般県道 小来川文挾石那田線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
149	前	鹿沼市板荷3353-1 から 鹿沼市板荷3353-2 まで	10.3 ~ 12.5	20.4	
	後	鹿沼市板荷3353-1 から 鹿沼市板荷3353-2 まで	11.1 ~ 15.5	20.4	

II

道路の種類 県道
路線名 一般県道 飛駒足利線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
208	前	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-1 から 佐野市飛駒町字黒沢赤坂5701-3 まで	3.0 ~ 4.2	94.0	
	後A	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-1 から 佐野市飛駒町字黒沢東通2723-2 まで	3.0 ~ 9.7	88.1	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後B	佐野市飛駒町字黒沢東通2719-1 から 佐野市飛駒町字黒沢赤坂5701-3 まで	6.6 ~ 19.3	77.4	

栃木県告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年9月24日から同年10月23日まで一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
208	一般国道 461 号	那須郡那珂川町大内字左所2542- 1 から 那須郡那珂川町大内字新中2466- 1 まで	平成26年 9月26日
	一般県道 飛 駒 足 利 線	佐野市飛駒町字黒沢東通2719- 1 から 佐野市飛駒町字黒沢赤坂5701- 3 まで	平成26年 9月24日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年 9月24日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
武 子 土 地 改 良 区	理 事	大出 利衛		鹿沼市武子1403- 1	26. 1 . 1	
南 河 内 土 地 改 良 区	理 事		上野 義延	下野市上川島50- 3		26. 3 . 17
	監 事		宇賀持 昇	〃 絹板598		〃

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 9月24日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
矢板市富田字三斗蒔155番、156番、157番、158番、159番 1	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社ケーズホールディングス

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 9月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県行政情報ネットワーク設備定期点検業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成26年10月20日から平成27年 1月30日まで
- (4) 履行場所 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号ほか 栃木県庁舎及び出先機関

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、通信サービス及び情報関連サービス入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年10月10日から同月17日までの間において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 1の(1)と同様の定期点検業務の実績（自治体規模、台数）を有する者であること。（過去5年に限る。）
- (5) 点検作業に従事する者が栃木県庁舎まで1時間以内に到達できる事業所等を有すること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）の主任技術者と同等の資格を有するもの又は栃木県庁と同規模のネットワーク運用管理の経験（自治体規模、台数）を有するものを現場代理人とすること。（過去5年に限る。）

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当（県庁本館5階北側）
電話028-623-2219

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年10月10日午後2時 3の(1)の場所に持参すること。
- イ 開札の日時及び場所 平成26年10月17日午前10時 栃木県会計局会計管理課入札室（栃木県庁東館3階入札室1）

(3) その他

入札説明書は、平成26年9月24日から同年10月3日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで3の(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法 (4)のオの審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2の(4)～(6)に該当する者であることを証する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

オ 審査

(ア) 技術審査 栃木県経営管理部情報システム課長が、入札者の作成した定期点検業務実績、事業所の所在地、現場代理人実績を(イ)の技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した定期点検業務実績を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

(イ) 技術審査基準 定期点検業務実績、事業所の所在地、現場代理人実績が、情報システム課で交付する栃木県行政情報ネットワーク設備定期点検仕様書に示す事項を満たしていると認められるものであ

ること。

カ 契約書作成の要否 要

キ その他詳細は、入札説明書による。

(情報システム課)